



いきいき活動外出支援事業のご案内

～借上バス補助制度（手続きはお済みですか）～

『借上バス補助制度とは』

60歳以上の高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等で、民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を補助する制度を実施します。

※観光、遊興その他娯楽が主たる目的の場合は利用できません。

【補助対象】 千葉市に住所を有する60歳以上の高齢者で組織する団体

【補助金額】	補助対象条件	バスの種類	補助額
	本市内に住所を有する60歳以上の者が30人～乗車する場合	大型バス等	バス借上料の2分の1 ※限度額4万円
	本市内に住所を有する60歳以上の者が11人～29人乗車する場合	マイクロバス等	バス借上料の2分の1 ※限度額3万円

利用団体

①事業の計画

- ①実施日を決める
- ②研修先等の予約
- ③借上げバスの手配
(各団体で民間バスを探していただきます)

②補助金申請手続きの準備 (原則利用月の2か月前の月の1日から末日まで)

- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- バス借上見積書 (原本)
- 口座振込依頼書

②申請

※補助金の要件に当てはまるか確認してください。

市

お問い合わせ・お申し込みは
 高齢福祉課（千葉市役所9階）まで
 〒260-8722
 千葉市中央区千葉港1-1
 電話 043-245-5169
 ※各区の保健福祉センターでは申請することができませんのでご注意ください。

③申請書の受理

- 書類審査
- 決定通知

④事業の実施（出発）

研修やボランティア活動などへ、気を付けてお出かけください。
 ※バス料金等は、民間バス会社等にお支払ください。

決定通知

⑤補助金の請求準備

- 実績報告書
- 補助金交付請求書
- 活動内容報告書
- 収支決算書
- 利用者名簿
- バス借上領収書 (原本)

⑤請求

確定通知

⑥補助金等交付請求書受理

- 確定通知書
- 請求内容の審査
- 支払手続

支払

団体口座